



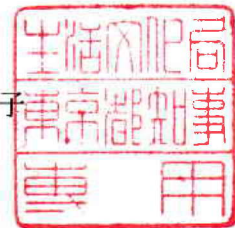
東京都江東区住吉二丁目6番5号
特定非営利活動法人日本アレルギー友の会

認 定 書 (更新)

令和2年3月4日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法第51条第2項の規定に基づき、下記のとおり更新します。

令和2年9月30日

東京都知事 小池 百合子



記

更新後の認定の有効期間

令和2年9月4日から
令和7年9月3日まで